

城端町告示第54号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の土地の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による細木地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年11月21日

城端町長 岩田忠正

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「細木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
城端町	是安	上島	2884の一部、2895の一部、2897

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「是安」に編入する区域	
	大字名	地番
城端町	細木	163の1の一部、162の3

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
城端町	是安	上島	2882の1、2883の1、2884の一部、2895の一部